

装官人第7861号
30. 6. 7
一部改正 装官人第6840号
31. 4. 1
一部改正 装官人第5001号
令和3年3月31日
一部改正 装官人第1634号
令和6年2月1日

防 衛 技 監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官 殿
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等について
(通知)

標記について、下記のとおり定めたので通知する。

記

1 目的

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第29号。以下「訓令」という。）第8条の規定に基づき、防衛装備庁におけるセクシュ

アル・ハラスメントの防止等に関する事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運用通達 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について（防人1第1889号。11.3.31）をいう。
- (2) 職員 防衛装備庁に勤務する事務官、技官、自衛官及び非常勤職員をいう。
- (3) 監督者 主任及び係員を除く職員のうち、事実上他の職員を監督する地位にある職員をいう。

3 不利益取扱いの禁止

職員は、他の職員が行ったセクシュアル・ハラスメントに対する拒否、苦情の申し出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関し、正当な対応をしたことのためにいかなる不利益も受けない。

4 職員の責務

職員は、運用通達別紙第1に定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

5 監督者の責務

監督者は、良好な勤務環境を確保するため、次に掲げる事項に留意して、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関して、監督する職員の言動に十分な注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) セクシュアル・ハラスメントが、職場に生じていないか、又は生じるおそれがないかに関して、監督する職員の言動、勤務態度等に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
- (3) セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他のセクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において、不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
- (4) 職員からセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出又は相談（以下「苦情相談」という。）があった場合には、誠実かつ迅速に対応すること。

- (5) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ確に対処しなければならない。
- (6) 苦情相談への対応に当たり、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

6 教育等

長官官房審議官、各部長及び施設等機関の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な教育等を実施するよう努めなければならない。

7 苦情への対応

- (1) 訓令第7条第1項に規定する相談員は、長官官房審議官、各部長又は施設等機関の長が指名するものとし、職員は所属する部署に関わらず、その指名された相談員のいずれかに対し苦情相談を行うものとする。
- (2) 長官官房審議官、各部長又は施設等機関の長は、指名する相談員のうち少なくとも1名は、相談者の希望する性の相談員が同席できるような体制とするよう努めるとともに、あらかじめ指名の上、これを職員に周知する。
- (3) ハラスメントの相談等は、パワー・ハラスメント（パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第17号）第2条第1号に規定するパワー・ハラスメントをいう。）、セクシュアル・ハラスメント（セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第29号）第2条第1号に規定するセクシュアル・ハラスメントをいう。）及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令（平成29年防衛省訓令第73号）第2条第1号に規定する妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをいう。）その他のハラスメントと複合的に生じることも想定されることから、各ハラスメントの相談等を一元的に受けることのできる体制を整備する。
- (4) 職員が、相談員に苦情相談を行おうとする場合には事前にその旨を相談員に申し出た上、苦情相談を実施する日時及び場所の指定を受けるものとする。
- (5) 相談員は、運用通達別紙第2に定めるところに従い、苦情相談に係る問題の事実関係の確認、当該苦情相談に係る当事者に対する指導及び助言、当該当事者間のあっせん等を自ら行い、当該問題を迅速に解決するよう努めるものとする。
- (6) 相談員は、苦情相談への対応に当たり、関係者間のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。